

第 400 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 平成 30 年 7 月 4 日 (水) 午後 3 時 29 分から午後 4 時 4 分

2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室第 4

3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 5 名 使用者代表委員 6 名

4 議事録

都留会長

定刻になりましたので、ただ今より第 400 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金課長

本日、公益委員の黒田委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。公益代表委員 5 名、労働者代表委員 6 名、ただ今お話ししましたけれども、大島委員は遅れて来るという連絡が入っておりますので、定足数の中に入れさせていただきます。使用者代表委員は 6 名に御出席をいただいております、委員定数 18 名のうち 17 名が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項による定足数である全委員の 3 分の 2 以上または各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告いたします。

訂正させていただきます。大島委員が遅れている現在も定足数を満たしているということでございます。

都留会長

次に、審議会委員の異動について事務局から報告をお願いいたします。

賃金課長

本年 5 月 11 日付で坂本浩二委員が退任されました。後任として大辻俊文氏が本年 6 月 1 日付で審議会委員に就任されましたので、御紹介いたします。

大辻委員

トッパン・フォームズの大辻と申します。よろしく願いいたします。

都留会長

続いて、私からごあいさつを申し上げます。

昨年に引き続きまして会長を拝命しました一橋大学の都留と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、平成 30 年度最初の審議会となりますので、今年度異動があった事務局の職員の紹介をお願いいたします。

賃金課長

まず、前田労働局長です。

労働局長

よろしく願いいたします。

賃金課長

続きまして、私、稲員賃金課長です。よろしく願いいたします。

続きまして、石川主任賃金指導官です。

主任賃金指導官 石川でございます。よろしくお願いいたします。
賃金課長 続きまして、小林賃金課長補佐です。
賃金課長補佐 小林と申します。よろしくお願いいたします。
賃金課長 以上、よろしくお願いいたします。
都留会長 それでは、議事を進めてまいります。
まず、本日の議事録の署名担当ですが、公益委員は私が、労働側委員は新井委員、使用者側委員は井上委員にお願いいたします。
それでは、議事(1)「東京都最低賃金の改正決定の諮問」に入らせていただきたいと思っております。
本日、東京労働局長より、東京都最低賃金について改正諮問をされることですので、局長、よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

都留会長 諮問文の写しを配布してください。
賃金課長 はい。

(事務局より諮問文(写)配布)

主任賃金指導官 それでは、私のほうから、諮問文の読み上げをさせていただきます。

(諮問文朗読)

都留会長 ありがとうございます。
それでは、前田労働局長より御挨拶をお願いします。
労働局長 改めまして、4月11日付で局長に着任いたしました前田と申します。
よろしくお願いいたします。
委員の皆さまには、お忙しいところ、今日は第400回ということでございますが、地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。
委員の皆さまには、お忙しいところ、今日は第400回ということでございますが、地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。
ただ今、東京都最低賃金の改正につきまして、審議会にお諮りをさせていただいたところでございます。諮問文は今、事務局で読み上げたとおりでございます。
去る6月26日に、中央最低賃金審議会に対して、厚生労働大臣から目安についての諮問がされたところでありますが、私どもの本日の諮問に

つきましても、「働き方改革実行計画に配意した」という文言を入れさせて
いただいております。この働き方改革実行計画におきましては、政労
使が一体となって働き方改革を進めて、生産性向上の成果を働く人に配
分するという事で、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成
長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確
実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされていると
ころでございます。

このため、その計画におきましては、「最低賃金については、年率 3%
程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。こ
れにより、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。このような最
低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等
のための支援や取引条件の改善を図る」とされているところでございます。

委員の皆さま方には、こういった点についても御配意いただきつつ、
最低賃金を取り巻く諸般の実情を総合的に勘案いただいて御審議いた
いただければと考えております。

関東地方においては、先週、梅雨が明けて暑さが厳しい中でございま
すが、最低賃金につきまして、審議会において熱心な御審議を改めてお
願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

都留会長

では、諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているよう
です。説明をお願いいたします。

賃金指導官

では、お手元に配布されております資料 2 から 8 につきまして、私、
若月のほうから説明をさせていただきます。

資料 2 の 5 ページでございます。こちらは、2018 年春季賃上げ要求・
妥結状況につきまして、都内の民間労働組合を対象に、東京都産業労働
局が調査し、7 月 2 日に発表した資料になります。

5 ページの第 1 表は、今年の春季賃上げ状況につきまして、産業別・規
模別の要求状況の、組合員 1 人当たりの平均である加重平均値となり
ます。

6 ページの第 2 表に、同じく今年の春季賃上げ状況につきまして、産業
別・規模別の要求状況の、1 組合員当たりの平均である単純平均値とな
ります。

7 ページ、8 ページの第 3 表と第 4 表につきましては、それぞれ要求に
対しての妥結状況が記載されたものになります。

9 ページは、過去 10 年間の要求・妥結結果になります。下の要求金額・
妥結金額の推移の棒グラフは、それぞれの年の左側が要求金額、右側が
妥結金額となっております。

続きまして、11 ページ、12 ページの資料 3 は、東京都と全国の労働経済関係資料になります。「毎月勤労統計調査」等の資料を基にしまして事務局で編集したものでございます。資料の出所につきましては、各表の一番下の欄に表記してあります。各表とも、上段は、一番上に平成 25 年以降の年平均値を示してあります。その下に平成 29 年 1 月以降の各月の数値を示しています。下段は、年平均値につきましては前年比、各月の数値につきましては前年同月比もしくは前月比を示しております。

11 ページ（その 1）ですが、雇用条件に関する資料を記載しております。また、12 ページ（その 2）ですが、工業指数、所得・消費、物価、企業倒産の状況等ということで、雇用を取り巻く経済環境に関する資料となっております。

13 ページ、14 ページは、同じく東京都産業労働局が 6 月 14 日に発表した資料になります。東京都の経済・雇用情勢についてグラフを使用してまとめているものでございます。

15 ページ以下 31 ページまでの資料 4 から 6 は、本日の諮問にも触れさせていただいておりますが、平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定、その他 2 つの閣議決定の抜粋でございます。

15 ページ、資料 4 の働き方改革実行計画抜粋に関しましては、17 ページの最低賃金に関連する部分に下線を引いてございます。読み上げますと、「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされております。

続きまして、資料 5、19 ページ以降は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、いわゆる「骨太の方針 2018」、6 月 15 日に閣議決定されたものの関係部分の抜粋になります。

23 ページを見ていただきますと、(4) 最低賃金の引き上げ等ということで触れております。こちらについても読み上げさせていただきます。「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円になることを目指す。また、中小企業、小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引き上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じる

ことを促すなどの取り組みを行う」。

続きまして、27 ページ、「未来投資戦略 2018」、こちらも 6 月 15 日の閣議決定になります。その関係部分の抜粋になります。

こちらは、31 ページ、③最低賃金の引上げということで最低賃金に関して触れておりますが、「最低賃金について、年率 3%を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、賃金・生産性向上に向けた支援を行うとともに、生活衛生関係営業業者向けの収益力向上セミナー等を推進する」、このような形での閣議決定がなされております。

主な内容としましては、いずれも最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていくこと、全国加重平均 1,000 円を目指すこと、引き上げに向けた中小規模事業者の生産性向上等のための支援、取引条件の改善等が定められております。

続きまして、33 ページ以降の資料 7 でございますが、こちらは厚生労働省と中小企業庁で平成 30 年 4 月に作成したものでございまして、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」となっております。

労働局のほうで関連しますものは、冒頭 37 ページ以降、最低賃金引上げに関する支援のところで記載されておりますが、37 ページにつきましては、業務改善助成金ということで、生産性向上のための設備投資等により、従業員の賃金の引き上げを図りたいという企業に対して設けられた助成金となっておりまして、事業場内で最も低い時間給、いわゆる事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成する制度となっております。

続きまして、38 ページ、39 ページですけれども、こちらは人材確保等支援助成金ということで、人事評価改善等助成コースと設備改善等支援コースがございます。38 ページの人事評価改善等助成コースですが、事業主が能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る場合に助成金を支給するものとなっております。また、39 ページの設備改善等支援コースですが、設備等への投資を通じて生産性向上と雇用管理改善（賃金アップ）を図る事業主を支援するものとなっております。

続きまして、40 ページのキャリアアップ助成金です。こちらは、有期

契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成するものとなっております。

続きまして、54ページを御覧ください。このパンフレットでは21ページになります。こちらからは相談窓口・各種ガイドラインということで、冒頭54ページのところに働き方改革推進支援センターについて触れております。これは本年の4月1日から全国で開設されているものでございまして、中小企業事業主からの賃金引き上げに向けた経営労務管理に関する相談に対して、経営労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行っているということで、賃金引き上げのみならず、さまざまな働き方改革に関連した相談に応じる部署となっております。

続きまして、資料8、57ページを御覧ください。こちらは、平成29年度地域別最低賃金の改定状況を記載したものとなっております。東京は、一番上ですけれども、平成29年度は目安と同じ26円の引き上げとなり、958円として平成29年10月1日に発効いたしました。平成29年度の全国加重平均は848円となっております。

私からの説明は以上です。

都留会長

どうもありがとうございました。長い資料を一括して説明されました。何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ただ今、当審議会として諮問をお受けいたしましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者および関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続きにつきまして事務局から説明をお願いします。

賃金課長

御説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項（最低賃金法施行規則第11条第1項）による関係者の意見聴取に係る手続きについてでございます。

最低賃金の改正について、調査・審議を行う場合、審議会は、関係労働者および関係使用者の意見を聞くこととされており、このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

この意見書の提出を求める旨の公示につきましては、公示日は本日、平成30年7月4日（水）、意見書提出期日は平成30年7月19日（木）までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

都留会長

また、今後、最低賃金法第25条第2項に基づき、金額審議のための専門部会を設置し、調査・審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続き等について事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

専門部会委員の任命等の手続き等について御説明申し上げます。

専門部会の委員については、最低賃金審議会令第6条第1項で、公・労・使委員各3名、委員数9名以内とされています。公益代表委員につきましては、局長が任命し、労働者代表、使用者代表委員につきましては、関係者・関係団体の推薦に基づいて局長が任命することとなっております。

労使委員の推薦の公示につきましては、公示日が本日、平成30年7月4日(水)、締切日は平成30年7月18日(水)を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

都留会長

労使の委員の皆さま、よろしいでしょうか。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆さまにお諮りいたします。

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。当会では、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についてもこの規定を適用したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

続きまして、議事(2)「その他」に入ります。事務局から何かございますか。

賃金課長

資料の参考といたしまして、59ページ以降に要請書等がつづられております。それに関しまして少しお話をさせていただきたいと思います。少し長くなりますので、着座にて失礼いたします。

まず59ページ、参考1でございますが、日本労働組合総連合会東京都連合会から、2018年4月23日付で、東京地方最低賃金審議会議長、東京労働局長宛てに、「2018年度 最低賃金に関する要望書」と題しまして、1、東京都最低賃金について、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催時には1,000円を上回る額となることを念頭に審議すること、2としまして、特定(産業別)最低賃金を存続させることという内容を求める旨の文書が提出されております。

続きまして、61ページの参考2から68ページの参考5までの資料で

ございますけれども、これらはいずれも東京春闘共闘会議から提出いただいた要請書の写しになります。

まず、61ページの参考2ですが、2018年5月25日付で、東京労働局長に宛てたものでございます。

概要を説明いたしますと、1、全国一律最低賃金制度導入により時間額1,000円以上の実現。2、東京における1,500円の早期実現と必要な中小企業支援の拡充。3、本年度東京地方最低賃金審議会スケジュールの明確化および審議会委員の公正な選任。4、審議会および専門部会の全面公開。5、全国の意見陳述の実施および公開状況、ならびに欧米諸国および韓国の最低賃金の動向に関する資料の審議会への提供。6、公開された審議会の場での直接意見陳述。

以上を求める文書が提出されております。

続きまして、63ページの参考3、2018年6月27日付および7月2日付で、東京最低賃金審議会会長ほか宛てに要請署名が提出されております。署名数は合計で1万7,818筆が提出されております。

続いて、65ページ、参考4でございます。2018年6月29日付で、東京労働局長宛てに、先ほど説明させていただきました参考2と同様の要請文書が提出されております。

次に、67ページ、参考5でございます。2018年6月29日付で、東京地方最低賃金審議会会長および同委員宛てに、審議会の全面公開と意見聴取の実質化を求める要請文書が提出されております。

なお、参考5の要請書の別紙の資料でございますが、その後ろに、「最低賃金引上げには何が必要か」という日弁連主催のシンポジウムの議事録について配布要請がございましたので、これも添付してございます。

69ページ、参考6です。最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会より、2018年6月20日付で、東京労働局長ほか宛てに、「東京地方最低賃金審議会の運営に関する要請書」と題しまして要請がございました。

まず1番目として、希望者に対する口頭陳述の実施、2番目、審議会の全面公開および議事録の公開ならびに個別折衝に偏らない審議のあり方を求める内容となっております。

以上、それぞれ最低賃金改正および東京地方最低賃金審議会の運営のあり方に係る要請ですので、参考として皆さまのお手元に配布させていただきました。

なお、要請文書原本および署名原本につきましては、中央のテーブルに置かせていただいております。

以上でございます。

都留会長 ありがとうございます。委員の方々には御確認をお願いいたします。
事務局から何か他にございますか。

賃金課長 次回本審では、目安の伝達を予定しております。開催日時につきましては、後日、事務局より御連絡させていただきます。皆さまの御出席を
よろしくお願いいたします。

 以上です。

都留会長 それでは、他にないようでしたら、本日はこれにて終了といたします。